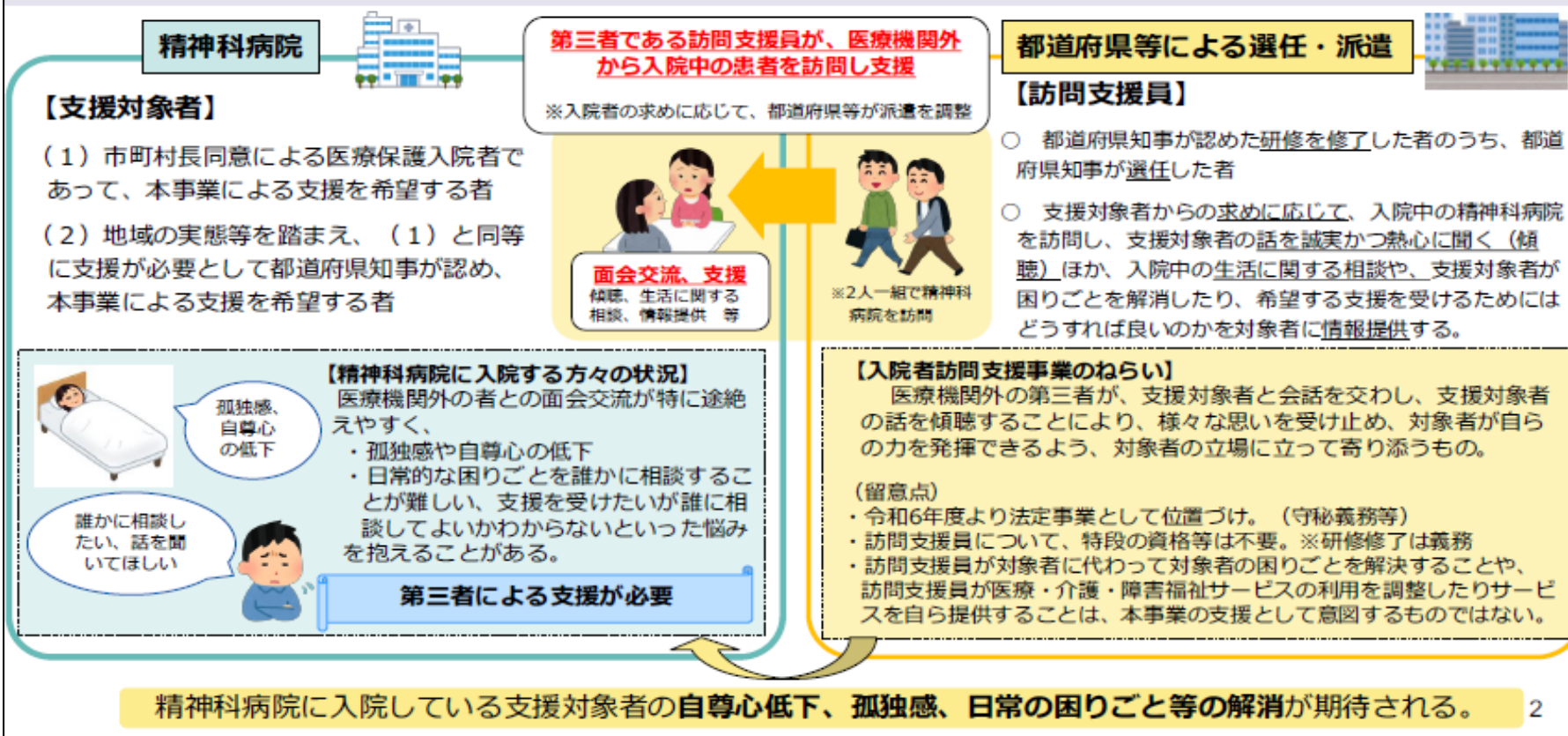


入院者訪問支援事業

入院者訪問支援事業（令和 6 年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



都道府県等が担う業務について

準備

- ・庁内の調整…①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・庁外の調整…①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市町村と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）
- ・要綱作成…国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

研修への派遣、研修の実施

- ・支援員養成研修（国で実施）への派遣…受講者の募集・推薦募集
※令和5年度は厚生労働省にて3回実施予定です。（通知済み）
- ・支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）…①受講者募集・推薦 ②研修準備（会場、講師、費用確保）③研修実施
④修了証発行 ⑤受講者名簿管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド） ②支援員の登録、管理（名簿等の作成） ③支援員への事前説明
- ④支援員へのサポート体制の構築 ⑤事業実施記録管理 ⑥年度末報告

※特別区、保健所設置市で実施する場合においては、支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

事業の周知

- ①本事業の啓発資料の作成
- ②管内市町村…市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等…退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

会議設置・運営

- 推進会議…①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
- 実務者会議（委託可）…①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可）②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ
⑤事業報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する